

**EAE JAP 2**

**SESSION 2021**

**AGREGATION  
CONCOURS EXTERNE**

**Section : LANGUES VIVANTES ÉTRANGÈRES  
LANGUE ET CULTURE JAPONAISES**

**COMMENTAIRE DE TEXTE EN LANGUE JAPONAISE**

Durée : 7 heures

*Documents autorisés : Dictionnaire Kōji-en, Iwanami, 1983, et rééditions; Dictionnaire Taishūkan kango shinjiten, Taishūkan, 2001, et rééditions ou, à la place de ce dernier, Dictionnaire Shinsen kanwa jiten, Shōgakukan, 1983 et rééditions. .*

*L'usage de tout ouvrage de référence, de tout autre dictionnaire et de tout matériel électronique (y compris la calculatrice) est rigoureusement interdit.*

*Si vous repérez ce qui vous semble être une erreur d'énoncé, vous devez le signaler très lisiblement sur votre copie, en proposer la correction et poursuivre l'épreuve en conséquence. De même, si cela vous conduit à formuler une ou plusieurs hypothèses, vous devez la (ou les) mentionner explicitement.*

**NB : Conformément au principe d'anonymat, votre copie ne doit comporter aucun signe distinctif, tel que nom, signature, origine, etc. Si le travail qui vous est demandé consiste notamment en la rédaction d'un projet ou d'une note, vous devrez impérativement vous abstenir de la signer ou de l'identifier.**

**Tournez la page S.V.P.**

## 日本語で次のテクストを解説してください。

Extrait de：田中法『在日外国人 第二版— 法の壁、心の溝』、瓶波書店、2013年

**国籍要件と  
国籍条件項**　国籍を理由とする排除には、法律に外国人を排除する明文規定をもつ場合と、法律上には明記されていないが行政先例などで外国人を排除する場合がある。前者については「国籍条項」、後者は「国籍要件」とする（一三二ページ）。

別の角度から見れば、「国籍条項」は、国会でそれを削除することによって外国人に適用されると、「国籍要件」の撤廃は、こうした手続きは必要なく、行政庁などが通達などによって外国人に適用するとの方針変更をおこなえばいい。図VI-1では、脚注にあるように、国籍条項がなく外国人に開放されたものに○印、国籍条項はないが運用上外国人を排除するものに△印を付した。

従来、各法令は「国民生活の安定と社会福祉の増進……」（公営住宅法および旧日本住宅公団法の各第一条）とか「国民大衆が健康で文化的な生活を営む……」（旧住宅金融公庫法第一条）のなかの、「国民」を「口実」に外国人を排除してきたのである。

しかし、一九七九年九月、日本が国際人権規約（社会権規約と自由権規約）に加入したことを受け、翌年二月、建設省ないし大蔵省（いずれも当時は、外国人に門戸を開設するようにとの通達を出した）。その通達文は、いずれも「諸般の情勢にかんがみ……」と述べているが、それが国際人権規約加入を指していることは明らかである。

---

**難民条約の批准**　次は、難民条約（一九五一年、国連採択）の批准である。国際人権規約に比べて、難民条約はより厳格な条約といわれており、その内容と矛盾する国内法があれば、それは改正を余儀なくされる。

とりわけ、この条約が社会保障について「内国民待遇」を求めている（第二四条）ことは、日本の社会保障制度における排外性を直撃することとなる。日本の社会保障における外国人待遇の推移を掲げておく（前出の図VI-1）。

難民条約の批准（一九八一年）にあたっては、いくつかの法改正をおこなうことになった。図VI-1に見るように、結局は国民年金法および児童手当に関する二法の「国籍条項」がそれぞれ削除され、外国人にも適用されることとなつた。

また、出入国管理令第二四条（退去強制事由）第四号のハ、ニ、ホも、それぞれ削除された。すなわち、ハンセン病患者、精神障害者および公共負担者（生活保護受給者）であることを理由に、外国人が国外追放されることなくなつた。

外国人の社会的弱者は国外追放にするという、おぞましい制度にやつと終止符が打れた。序章で紹介した、病気になって医療扶助を受けた留学生を国外追放にした根拠条項が、インドシナ難民のおかげで、ついに六法全書から消えたのである。なお、この法改正のとき、法律名が「出入国管理及び難民認定法」になつた。

「日本国民」から  
「日本住民」へ  
当初、厚生省(当時)は社会保障における国籍条項の削除に反対であり、難民  
条約が社会保障について「内国民待遇」を保障している条項は、「留保」す  
ることを条約加入の条件にしたといわれる。

たとえば、「横本(龍太郎)厚相は、閣議後の記者会見で、インドシナ難民の受け入れ問題に  
関連して厚生省としては、ほかの在日外国人の法的地位に関連していくような問題には慎重に  
ならざるをえない」と述べ、国民年金への難民の加入などについて否定的な見解を示した。これ  
は、在日韓国人や朝鮮人に対して国民年金への加入を認めていないことをふまえたもの」と伝  
えられた(『朝日新聞』名古屋本社版、一九七九年六月二七日夕刊)。

翌年、富士見産婦人科病院事件に関連して辞任した斎藤邦吉厚生大臣のあとをついた園田  
直厚生大臣は、外務大臣時代に国連のインドシナ難民国際会議(ジュネーブにて)に出席しており、ついに国籍条項削除の政治的決断をした。新聞が、当時の厚生省事務当局を「難攻不落の  
“二〇三高地”」と称してただけに、その決断の意味は大きい。

難民条約批准にあたっての社会保障における国籍条項の削除、および出入国管理令の退去強  
制事由の一部削除は、いずれも制度的な外国人差別に痛烈な「一撃」が加えられたことを意味  
する。

日本の従来からの社会保障制度は、すべて「日本に住所を有する日本国民」のみを対象にし

---

てきた。居住要件を設けることによって「在外邦人」を、国籍条項、または国籍要件を設ける  
ことによって「在日外国人」を、ともに除外してきた。

すなわち、旧法は、在外邦人の社会保障は「相手国」にお願いしながら、在日外国人のそれは「その本国」に押しつけるというものだった。

それが、在外邦人は相手国に託するかわりに、在日外国人は日本社会の仲間として扱う、  
ということにやつとなつたのである。

日本人と同様に「納税の義務」を負う在日外国人を除外してきたことは、共同の負担を財源  
に、相互扶助を理念とする社会保障制度が、排外主義に冒されていたことを示している。日本  
社会の構成員を「国民」に限定するという至んだ発想に、「頂門の一針」が放たれたのである。

こうして、たとえば国民年金法は、法律名こそ変わらないが、その「国民」は、現在では  
「日本国民」ではなく、「日本住民」を意味しているのである。

この章の冒頭に述べた金鉄鈞さんの一審敗訴判決は、「社会保障に関する権利、いわゆる社  
会権については、もっぱら権利者の属する国家によって保障されるべき性質の権利であり、當  
然に外国によつても保障されるべき権利を意味するものではない」と述べていた。また、憲法  
の教科書も、外国人の生存権については、「それらを保障する責任は、もっぱら彼の所属する  
国家に属する」との見解が有力のようであつた(宮沢俊義『憲法Ⅱ新版』有斐閣、一九七一年)。

こうした考えは、在外邦人を除外している現状を批判するのではなく、もっぱら在日外国人  
の排除を「正当化」するために機能してきたのではないか。しかし、国籍条項、または国籍  
要件の削除、撤廃によって実現した基準は、それらが「国籍」によるのではなく「居住」に  
よるべきことを物語ついている。

「日本に住所を有する日本国民」から「日本に住所を有する〔すべての〕者」への転換は、文字  
どおり日本社会の「構成原理」に重大な変更をもたらしたのである。

## **INFORMATION AUX CANDIDATS**

Vous trouverez ci-après les codes nécessaires vous permettant de compléter les rubriques figurant en en-tête de votre copie.

Ces codes doivent être reportés sur chacune des copies que vous remettrez.

Concours	Section/option	Epreuve	Matière
<b>EAE</b>	<b>0430A</b>	<b>102</b>	<b>2770</b>